

鳥取県告示第248号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年4月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成19年度から 平成20年度まで	鳥取市（河原町高福の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市河原町高福の一部	平成21年4月10日
”	”	鳥取市（福部町蔵見の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市福部町蔵見の一部	”
”	”	鳥取市（国府町神垣の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町神垣の一部	”
倉 吉 市	平成19年度から 平成20年度まで	倉吉市（関金町関金宿の一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町関金宿の一部	”
”	平成18年度から 平成20年度まで	倉吉市（関金町堀、関金町明高及び関金町福原の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市関金町堀、関金町明高及び関金町福原の各一部	”
”	”	倉吉市（西福守町、西倉吉町、福守町及び秋喜の各一部）の地籍図及び地籍簿	倉吉市西福守町、西倉吉町、福守町及び秋喜の各一部	”
琴 浦 町	平成15年度から 平成20年度まで	琴浦町（大字田越、大字三保、大字倉坂、大字八橋及び大字笠見の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字田越、大字三保、大字倉坂、大字八橋及び大字笠見の各一部	”
”	平成16年度から 平成20年度まで	琴浦町（大字田越及び大字三保の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字田越及び大字三保の各一部	”
”	平成17年度から 平成20年度まで	琴浦町（大字笠見の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字笠見の一部	”
”	平成13年度から 平成20年度まで	琴浦町（大字八橋の一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字八橋の一部	”
日 南 町	平成19年度から 平成20年度まで	日南町（下石見の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町下石見の一部	”
”	”	日南町（花口の一部）の地籍図及び地籍簿	日南町花口の一部	”
日 野 町	平成18年度から 平成20年度まで	日野町（久住〔6工区〕の一部）の地籍図及び地籍簿	日野町久住〔6工区〕の一部	”

〃	平成17年度から 平成19年度まで	日野町（久住〔4工区〕の 一部）の地籍図及び地籍 簿	日野町久住〔4工区〕の 一部	〃
---	----------------------	----------------------------------	-------------------	---